

商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合わせたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】

むつ商工会議所 総務課

〒035-0071

青森県むつ市小川町2丁目11-4

TEL 0175-22-2281

FAX 0175-22-0167

E-mail:mutsucc2@jomon.ne.jp



むつ商工会議所報

Mutsu Chamber Of Cmmerce And Industry

Contents

- ・むつ市訪米団参加報告
- ・全国ひらかなサミット参加報告
- ・中小企業安定化特別保証制度
- ・コンピュータ2000年問題
- ・青森県最低賃金
- ・国の教育ローン制度の概要

むつ市教育・経済・産業訪問団へ参加!!

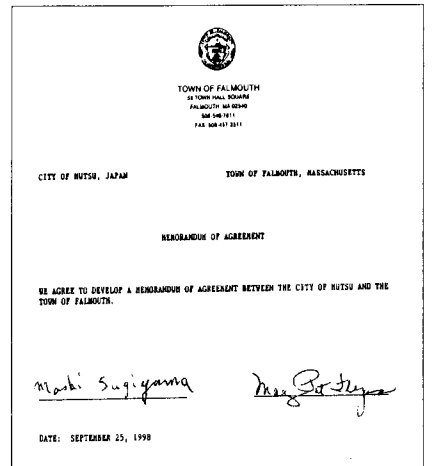
アメリカ ワシントン州ポートエンジェルズ マサチューセッツ州ファルマス町(ウッズホール海洋研究所) を視察訪問

去る九月二十日から二十九日までの十日間にわたり、むつ市教育・経済・産業訪問団へ当所常議員であり、産業政策委員長である山本文三氏が参加した。

これは、むつ市が国際海洋科学研究都市の形成を展望する行政的立場から、その世界的拠点である米国「ウッズホール海洋研究所」の視察を通し、街づくり・都市政策の観点から行ったものであり、姉妹都市であるポートエンジェルズへも立ち寄ったものである。

当所としても、国際交流を事業として掲げており、また、海洋科学研究を核とする街づくり・産業振興を主眼として地域経済の先進事例について学ぶ機会ととらえたものである。

報告書は次のとおりである。



友好都市に向けた「覚書」へのサイン交換。

アメリカがまだほんとうに若い国の頃、「若者よ、西へ行け」という言葉が東海岸で流行した。時が移り、二十世紀末のむつ市で、今私たちが「若者よ、東へ行け」の大合唱に耳を傾けている。当然のことながら、この場合の「東」とは決して東通村のみを指しているのではない。

海洋地球研究船「みらい」の母港として、また国際海洋科学研究都市を標榜するむつ市にとって、ウッズホール海洋研究所は果たして、約束の地。なのか？むつ市は日本のウッズホールになれるのか？その答えを見つけないと、九月二十日から二十九日まで杉山市長の訪問団に同行した。

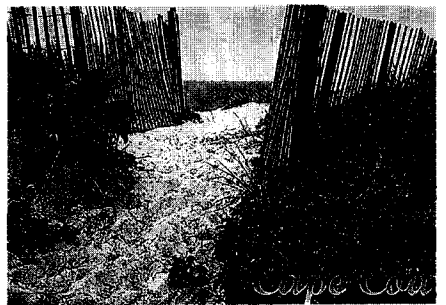
奇しくもこの日は丁度、小淵首相の訪米と同じ日であった。円安が懸念される中、日米首脳会議の成果に期待して、ポートエンジェルズ市で温かいピザを食べた。

そのポートエンジェルズ市(以下PA市)では、PIRAALLPA国際交流協会の案内で、市役所を表敬訪問、ブロン市長と杉山市長のトップ会議が行われ、四年目を迎える姉妹都市の交流と今後について話し合われた。

市内視察では、今年完成したばかりの郡立図書館を見学。平屋建てのバリアフリーはむつ市のそれと同じか。コンピュータで本の検索、インターネットの利活用等で最新システムが整っていた

「むつ市米国訪問団」参加報告書

むつ商工会議所 産業政策委員長 山本文三



ファルマスの「はまなす」



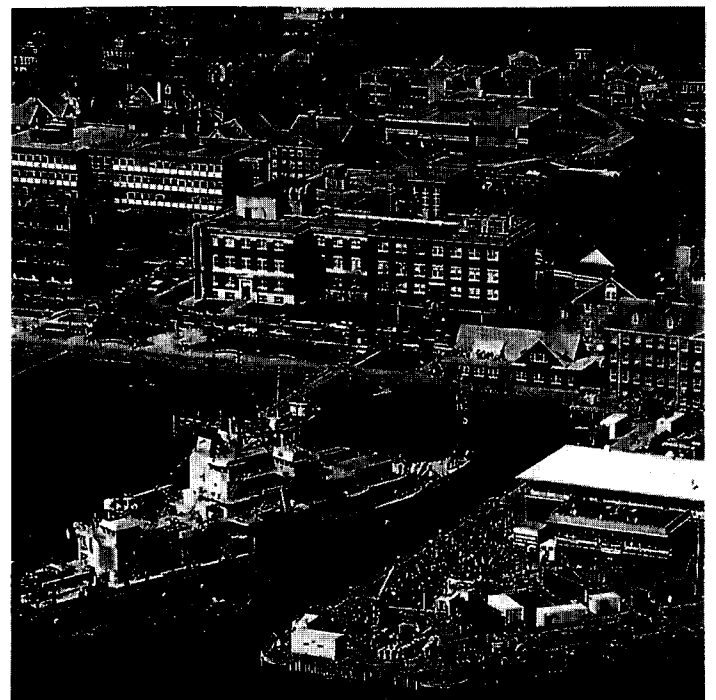
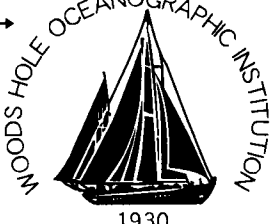
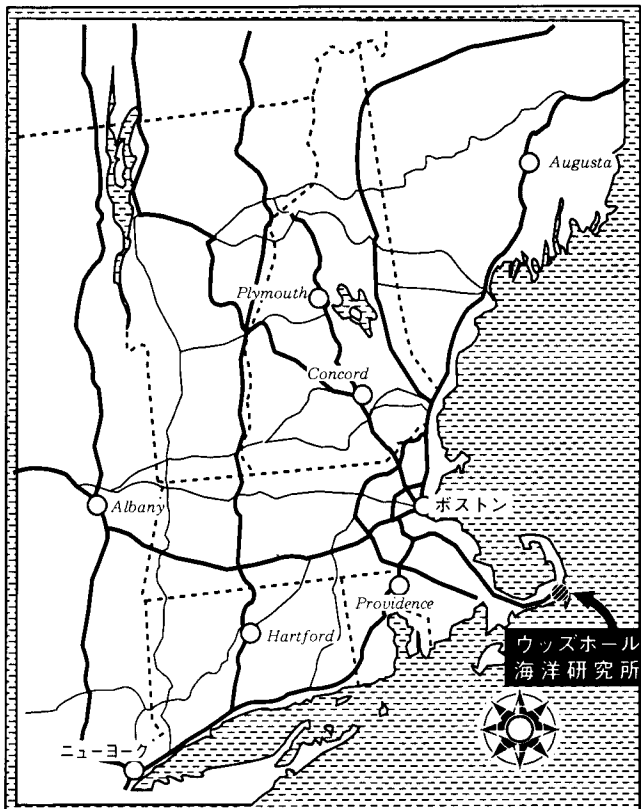
ファルマス・アカデミーの生徒集会

が、一番驚いたのは、作家のレイモンド・カーヴァーゆかりの地であったこと。不覚であった。事前予習不足を嘆く結果になってしまった。その彼の名がメモリアル・ホールに名前を刻んでいた。日本庭園らしきものもあった。大昭和製紙アメリカ本部では、タマキ所長と懇談。PA市との関わりとPIRAへの支援について説明を受ける。

PA商工会議所主催の昼食会では、杉山市長のユーモアまじりのスピーチに拍手喝采！市長の

ウッズホール海洋研究所のマーク

アメリカ東海岸周辺地図



ウッズホール海洋研究所全景

挨拶には定評があるが、アメリカでもその博識ぶりが遺憾なく発揮されていた。同行者として心強い限りであった。

PA市の学校及び教育事務所の訪問で、教育の指針となる「Quality First」のテーマは教育に限らず、他の分野でも充分通用するものであると感じた。

三日間のPA市での行事を終え、シアトルからボストンへ三時間の時差を飛び越えて、東海岸、マサチューセッツ州、ファルマス町へアメリカ大陸を横断した。

ウッズホールを含む、八つの村から成り立つこの町は、ボストンより南々東約百kmのところであり、人口約二九五〇〇人。ただし夏場はリゾート地であるため九万人近くまでふくれ上がる。以前は捕鯨と羊毛が主産業であったが、現在はクランベリーの輸出と観光が主力となっている。

ウッズホール海洋研究所(WHOI)は海洋学における世界最高の研究機関。海洋物理学、海洋生物学、海洋地質学等の各分野に超一流のスタッフを揃えている。

職員数は約九五〇人で、研究資金は実に八五〇〇万ドルにのぼる。アトランティスII等の海上船五隻を保有、他に深海潜水調査船や無人探査機も所有しており、蛇足ながらタイタニック号の撮影にも成功している。他にウツズホールには、海洋生物研究所、米海洋大気庁漁業局研究所、米地質調査所大西洋海洋研究所も立地しており、WHOIに関連する試験、分析機器等の工場もサイエンス・パークとして立地している。

この点に関して、WHOIの所長曰く、「住みやすい環境づくりのために行政と住民が七十年も歳月をかけて努力した結果である」と語って、教育環境を良くすること、研究者に対する住居の提供や学生の配偶者に仕事の機会を与えられたことなどと言う。事実、ファルマス・アカデミーという私立高校の教師に学生の配偶者がいたりした。

そこからは興味のあるもの、あるいは才能を伸ばすことに力点が置かれており、それが例えば美術であれ、科学であれ、得意なもの育てる教育が行われているのである。長所進展法とでもいえるこのやり方に現場の教師たちが誇り、自信をもって居る様子に、改めて教育のあり方を垣間見た気がした。

子供たちが自分たちの住んでいる国を誇り「まち」を誇る。学校、友人を誇り、自分自身を誇り、そして正義を誇る姿にこの国の健全さが伺い知れる。翻って、私たちは子供たちに私たちが生まれ住んでいる国、日本を、悪い国だと教えないだろうか。

「国としての品格は、その国民が自分自身を偉大なる民族に属するのだという感情に支えられ、そこから力を得るものである。先祖の偉大さを受け継ぎ、先祖の栄光を永続させるべきだ」という風土がその国に出来上がった時に、国家としての品格が高まる。サムエル・スミルズは「品性論」でこう唱えている。言い得て妙である。

まちづくりのダイゲニティ(品性)が問われている昨今だが、ファルマスのまちに「森の中の一本の木」を見る思想があったように思う。まちづくりは一朝一夕ではいかない。宿命的永久運動であることをこのまちは証明している。

第9回 全国ひらカナ市町村サミット

去る十月一日から二日までの二日間、北海道ニセコ町で第九回「全国ひらカナ市町村サミット」が開催され、当所及び当所青年部合わせて五名が参加した。サミットは、全国ひらカナ市町村連絡協議会役員会及び総会終了後に開会し、東京大学教授大森彌生氏の基調講演や市町村商工会議所・商工会に分かれた分科会が行われた。当所参加者からは、大変有意義なサミットであったことが報告されている。

出張復命書

むつ商工会議所 常議員 高橋

第九回全国ひらカナ市町村サミットに参加して、期待していなかった割には、久しぶりに身になるお話、情報を沢山得ることができました。どんなイベントでも参加することによって自分自身に何かを得ることを改めて自覚させられました。

このサミットの主催者であるニセコ町達坂二町長の三十代らしいさわやかさと、この会議のあり方について、熱っぽく話されたのが非常にうれしかったです。

また、基調講演「観光を核とした地域の活性化について」をテーマとして、東京大学教授大森彌生先生のお話も時間を忘れさせるほど、軽いタッチで、

中味の濃さに驚くばかりでありました。内容として、大森先生は例えば、北海道のワイン産地有名な池田町を例にして、あの建物をみることも、そのことを企画、準備実行にたずさわった皆さんの人々を知ることが大切である、もう一例として、大分県湯布院町の現状を考えると、一般的に観光が発展すると農業がだめになるが、それが違っていた。農産品を利用して温泉旅館との共存を計っている。地域とは文化である。水とみどりの調和こそ文化そのものであり、自然を大切にすることが人を育てることである。大きな施設やものは人を駄目にしてしまう。人生で一回みたらもう二度と見なくても良い地域を観光地という。観光地を造っては、沢山の人が誘致することは、罪過である。最後に大森先生は、人造りの大切さをお話になりました。過疎になる地域は母親の幼児から



青森県 むつ市

むつ商工会議所婦人会 盛岡商工会議所婦人会と交流

十月神無月、街路樹も色づきはじめ秋も深まっています。むつ商工会議所婦人会設立より四月あまりで研修委員会最大事業として十月七日盛岡商工会議所婦人会と交流を行いました。盛岡商工会議所婦人会からは佐々木会長始め副会長三名と事務局二名の方が出席されました。(むつからは十五名参加)設立二十三年と言う長い伝統の重みと誇りのある盛岡商工会議所との研修交流を頂戴した事は、むつ商工会議所婦人会にとりましてこの上ない喜びでございます。

この後の分科会での伏島先生の地域を良く見る見方は本当に勉強になりました。ありがとうございます。

本当にこの講演のすばらしさ！その後の分科会での伏島先生の地域を良く見る見方は本当に勉強になりました。ありがとうございます。

むつ市は世界でただ一つの使用済み原子炉を展示、日本三大霊場恐山海上自衛隊の寄港地大湊がございす。この三つをむつ商工会議所婦人会は目玉として、会員相互の創意工夫で町の活性化の基本として努力して行きたいと思っております。



盛岡市

◆◆◆ 金 融 情 報 ◆◆◆

みちのく銀行

今年こそは実行しましょう!! わが家改善計画

住み慣れたわが家に爽やかな新風を吹き込みリフォームプラン。家族の生活も幸福なシーンがきっと広がるはず。手軽で無理のない一円がついています。

あんしんプラン 万一の時、団体信用生命保険付です。

ゆうゆうプラン 何といたっても低金利が魅力です。

ご利用いただける方	①申込みご本人またはご家族がお持ちの住宅にご本人(またはご家族)がお住まいになっている方 ②その他、当行所定のご利用基準を満たす方		
ご融資金額	10万円～500万円以内	ご融資期間	1年～15年以内(5年以内の据置きも可能です)
担保保証人	原則として不要です。(但し、(株)セントラルファイナンス青森の保証となります。)		

くわしくは「みちのく」窓口までお気軽にお問い合わせください。

青森銀行

「商い」を強くする。

〈あおぎん〉は将来にわたって皆様をご支援いたします。!

中小企業金融安定化 特別保証融資制度 信用保証協会保証付

◎ご融資額最大 **2億5千万円** 運転資金 **5年**以内 第三者保証人不要!
(据え置き期間1年以内)

◎うち無担保融資額最大 **5,000万円** 設備資金 **7年**以内 保証料低率!
(据え置き期間1年以内)

このたび創設された中小企業の皆様のための保証協会融資特別保証は、ご融資の条件が大変ゆるやかになっております。この千載一遇のチャンスをお見逃しなく、是非ご利用下さい。

お申込み資格 市町村長の認定を受けられる方。認定申請書は、窓口にご用意させていただいております。

◎返済方法 元金均等分割返済となります。また、毎月2万円・1年毎などの返済も可能です。

◎保証人
◆法人の場合→代表者を保証人とし、必要に応じて法人役員・事業継承予定者等を保証人とさせていただきます。
◆個人の場合→事業継承予定者を保証人とさせていただきます。☆第三者保証人は不要です。

地元の人々はこの花を「Bees Power」の愛称で呼ぶらしい。海の青さと見事なコントラストを描いて、いっぶくの絵をおりなして見えた。極めて印象的な光景であり、今後のむつ市とウツズホールの関係を象徴しているかのようであった。

コンピュータ西暦2000年問題

19世紀のコンピュータは西暦年を二桁で処理しているため、普通2000年を指示するには「00」と打ち込むが、1900年と2000年と判読出来ずエラーが発生してしまう。また期間計算が1997年から1999年までは2年だが、1997年から2000年だと一97年となる。

米国では1994年頃から既にトラブルの発生で問題化し、ある程度の解決策を打ち出している。これは制御用コンピュータや制御用マイコンにも影響が出るのが考えられ、ほとんどのコンピュータ資源が対象となっている。コンピュータ化された近年企業経営にとって、生産ラインの停止、顧客管理の乱れ、手形決済のトラブルと死活問題に発生する恐れがある。

現実問題として一例として、2000年に突入する前に2000年のホテルの予約等が出てきたときに間に合わせるタイムリミットを国は、1999年6月までに各企業が対応できるように指示している。

なぜ二桁にしてきたのかというと、二桁と四桁ではコンピュータの処理量が大量になり、まだ今のように発達した情報機器がなかった時代では処理速度が極端に遅くなることを避け、二桁のまままで開発してきたのが原因らしい。

これに対応するには、二通りの方法があり、一つは四桁対応に直す方法、二つ目が二桁のまま基準年(任意設定:例えば99年とする。)後の00年を1900年代、基準年前01年以降から99年を2000年代と判読させる方法(但し、100年しかもない。)平成10年9月、中小企業事業団では、コンピュータ西暦2000年問題に対応するために、中小企業簡易チェックマニュアルを作成し、また中小企業庁では支援策として、政府系金融機関による低利融資制度、コンピュータの入れ替え等の際の税制措置、低料率のリース制度、専門家による無料アドバイスを行っている。利用できるその他の制度として国・県が行っている設備近代化貸付制度や設備貸与制度、情報処理振興事業協会ではプログラムの開発等に必要資金を銀行から借り入れる場合に、その借入を円滑に進める支援措置として債務保証事業を実施している。

お問い合わせは商工会議所指導課へ TEL 22-2281

県内三商工会議所へ視察研修 是非参加を

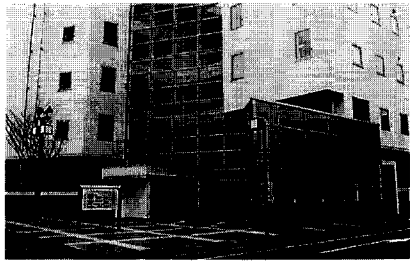
本格的商工会議所活動の基礎となるよう、下記の内容で視察研修会を企画いたしました。会員の多数の参加をお待ちしております。申込みはむつ商工会議所総務課まで電話でどうぞ。

- 1. 目的
 - ①県内三商工会議所とコミュニケーションを図り、併せて今後のむつ商工会議所が事業展開していくうえでの糧としたい。
 - ②部会活動についての情報収集、商工会館の見学並びに商店街視察。
- 2. 期日
 - 11月12日(木)・13日(金) 一泊二日
 - 8時30分出発
- 3. 視察先 五所川原・弘前・八戸商工会議所
- 4. 負担金 1人10,000円(宿泊代その他)
- 5. 交通機関 貸切バス(大型)
- 6. 参加対象者 むつ商工会議所会員
- 7. 宿泊先 弘前プラザホテル(シングルルーム)
- 8. 参加申込先 むつ商工会議所総務課まで
- 9. 申込締切日 11月10日(火)

(行程)

◆11月12日(木)
むつ商工会議所発……五所川原市内エルムの街等視察・昼食……五所川原商工会議所
8:30 11:40~13:00 13:10~14:40
弘前商工会議所……弘前市内土手街視察……弘前市泊
15:20~17:00 17:00~17:30 弘前プラザ

◆11月13日(金)
ホテル発……八戸市内で昼食……八戸商工会議所……むつ商工会議所到着
8:30 11:30~12:30 13:10~14:40 17:00



五所川原商工会議所



弘前商工会議所

— 中小企業の皆様へ —

事業資金借り入れの際に、あなたの企業に対する保証が、より受けやすくなりました。

1 中小企業信用保険法が改定され、保証限度額が倍増となる特定業種の追加と認定期間が延長されました。

これに該当すると、従来の信用保証協会の通常保証枠(普通保証2億円以内・無担保保証5千万円以内・特別小口保証1千万円以内)と同様の融資を別枠で受けることができるようになります。

また、次の「中小企業安定化特別保証制度」の利用も可能になります。
※市の認定書が必要になりますが、そのために準備していただく書類は、むつ商工会議所にありますので、まずは「むつ商工会議所指導課(TEL 22-2218)」へご相談下さい。

2 「中小企業安定化特別保証制度」が新設されます。

保証対象	適正かつ健全な事業を営む中小企業者等が必要事業資金の調達に支障を来していたり、金融取引に支障を来している場合等	
実施期間	平成10年10月1日～平成12年3月31日	
資金使途	事業経営の安定に必要な運転・設備資金	
保証金額	普通保証	2億円以内
	無担保保証	5千万円以内
	無担保無保証人保証	1千万円以内
保証期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内 (それぞれ据置期間1年以内を含む)	
貸付利率	金融機関所定金利	
貸付形式	証書貸付	
償還方法	分割返済(一括は不可)	
保証利率	普通保証	0.75%
	無担保保証	0.65%
	無担保無保証人保証	0.40%
担保及び保証人	物的担保について5千万円超は原則担保有 要連帯保証人(無担保無保証人保証は不要)	

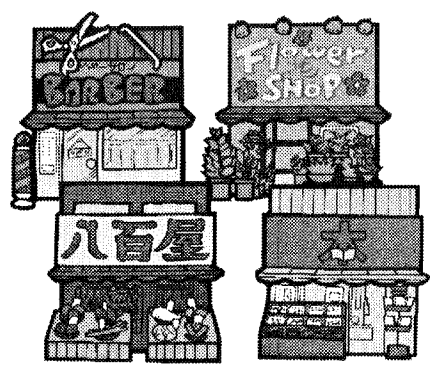
※認定書はむつ商工会議所指導課にありますのでご相談下さい。

3 市の「中小企業簡易小口資金特別保証制度」の保証限度額が引き上げられます。

《いつから》平成10年11月1日から
《保証限度額》現行750万円以内→1千万円以内

◎市が保証料を全額負担します

問い合わせ先：
むつ商工会議所指導課
(TEL 22-2281)
むつ市商工観光課
(TEL 22-1111 内線384)



◆◆◆ 金 融 情 報 ◆◆◆

青森県信用組合 青森県信用組合 むつ営業部 開店四十五周年記念キャンペーン

むつ営業部は昭和28年9月15日、田名部信用組合本店営業部(むつ信用組合の旧名称)として開業し、今年で45周年を迎えることとなりました。

期間中下記キャンペーン商品ご契約のお客様に、抽選で素敵なプレゼントを差し上げます。

- ◎定期預金 (契約額10万円以上 期間1年以上) ▶キャンペーン期間
- ◎定期積金 (契約額50万コース以上 期間3年以上) 平成10年9月16日(水)～平成10年12月24日(木)
- ◎年金振り込み契約 ▶抽 選 日
- ◎各種個人ローン 平成10年12月25日(金)午後2時～

※中小企業金融安定化特別保証制度 「金融安定化資金」融資のご案内 (県信用保証協会の保証付融資)

ご利用いただける方 申込資格要件に該当し、市町村長の認定を受けた方
ご利用限度額 普通貸付 2億円以内
無担保貸付 5千万円以内
詳しくは窓口にてお気軽にご相談下さい。

● 消費税積立預金 ● 「楽納くん」

お手軽! お得! ご融資も!

消費税を納付される事業主の皆様へ、消費税を「楽」に「納」めて頂くために、受領した消費税を毎月計画的に積立して頂くものです。積立金のお利息は定期預金利率が適用されますので、納税と貯蓄を目的とした毎月積立型の消費税専用口座としてご利用できます。

★ ラッキーポイント ★

1. 消費税積立預金の専用口座です。
1. 積立金は1回10,000円以上です。
1. 毎月1回一定額を普通預金等から自動振替入金が出来ます。
1. 消費税納入時期に合わせて、払出が可能です。
1. 積立金のお利息は、定期預金利率が適用されます。
1. 万一、消費税納入金額に不足が生じた時は融資対応が可能です。

地域のひととのふれあいを大切にし、ひとりひとりの人生設計をバックアップします。くわしくは《しもん》窓口までお気軽におたずね下さい。

あなたとまちとフェイス to フェイス

Face to Face

平成10年10月25日現在

国民金融公庫の貸付利率が かわりました。

- ◎普通貸付 **年2.30%**
平成10年10月9日実行分から
- ◎小企業等経営改善貸付 **年2.00%**
(無担保・無保証人(保証制度) 平成10年10月9日実行分から)
- ◎国の教育ローン **年2.50%**

※ 貸付利率は、予告なく変わることがあります。

商工会議所新会員の紹介

※むつ商工会議所定款第10条の規定によって常議員会の承認を必要とする。

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	下北地区露天商組合	三井一雄	昭和町21-3	その他
2	中央ワープロシステムインむつ	高木友子	横迎町1-9-1	サービス業
3	むつワープロ教室	清川わか	海老川町13-40	サービス業
4	館和雄	館和雄	関根字北関根50	サービス業
5	花椿	西村真由美	田名部字上道87-285	飲食店
6	スナック博多	館ふみよ	田名部町3-12	飲食店

《国の教育ローン制度の概要》

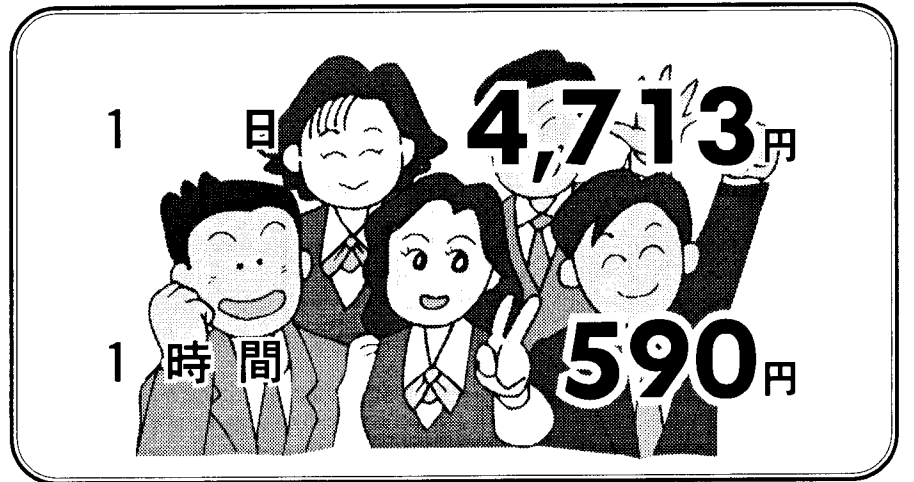
国民金融公庫青森支店

ご利用いただける方	専修学校、各種学校、大学、短大などへ入学・在学される方の保護者またはご本人で、前年の年収が、1,210万円(事業所得者の場合は990万円)以内の方
ご融資額	学生・生徒お一人につき200万円以内
ご返済期間	8年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方は9年以内)
据置期間	在学期間以内(ご返済期間に含まれます)
お支払い	1 入学時に必要な費用 入学金等の学校納付金、受験費用、その他入学に際し必要な費用 2 在学中に必要な費用 授業料等の学校納付金、下宿代等住居にかかる費用、通学に要する交通費及び学生の国民年金保険料
利率	年2.5%(固定)
ご返済方法	元利均等毎月払い(ボーナス併用返済、ステップ返済も可能です。)
保証	(財)教育資金融資保証基金または保証人1名以上
お問い合わせ先	●国民金融公庫青森支店業務課 TEL 0177-23-2331 ●むつ商工会議所指導課 TEL 0175-22-2281



青森県最低賃金

(平成10年10月1日から)



取引相場のない株式の評価の改正

商工会議所では、相続税の負担軽減等、事業承継に係る税負担の軽減を要望しているが、このような要望活動の成果の一つとして、このたび、国税庁・財産評価基本通達を改正され、相続等における取引相場のない株式の評価方法が一部改善された。

取引相場のない株式を評価する場合、大会社・中会社・小会社の三分の二の会社規模で評価方式が異なり、会社規模が大きいほど類似業種比準方式の適用割合が高まるため評価上有利になるとされている。今回の通達改正は、会社規模を判定する際の業種区分について、従来の「卸売業」「卸売業以外の業種」の二区分に加えて「小売・サービス業」の区分を新設し、会社規模判定基準の一つである取引金額区分を引き下げたものである。

この改正の結果、「小売・サービス業」の会社の株式について、取引金額によっては従来の区分より大きな会社規模と判定されるため、評価額の低減が図られる。

本改正内容は、平成一〇年一月一日以降に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価から適用されるが、平成一〇年一月一日以後に相続等による取得財産の評価への適用も可能となっている。

詳細は、最寄りの税務署まで。

◇ 小売・サービス業の会社判定基準 ◇

○ 小売・サービス業については、下図のとおり、従業員数、総資産価額及び取引金額の基準が適用(取引金額の基準のみが改正)。

なお、小売・サービス業以外の業種については従来どおりの基準。

【小売・サービス業】(「取引金額」欄のかつこ書きは改正前の金額)

取引金額	総資産価額・従業員数				
	6千万円未満 (8千万未満)	6千万円以上 (8千万円以上) 6億円未満 (7億円未満)	6億円以上 (7億円以上) 12億円未満 (14億円未満)	12億円以上 (14億円以上) 20億円未満	20億円以上
5千万円未満 又は10人以下	小会社				
5千万円以上 (10人以下を除く)	中会社「小」 (Lの割合...0.6)				
4億円以上 (30人以下を除く)	中会社「中」 (Lの割合...0.75)				
7億円以上 (50人以下を除く)	中会社「大」 (Lの割合...0.9)				
10億円以上 (50人以下を除く)	大会社				

※従業員数100人以上の会社は大会社

(参考) 原則的評価方法の概要

○大会社……類似業種比準方式
評価会社と業種が類似する複数の上場会社の平均株価に比準して評価額を求める方式

○中会社……併用方式

類似業種比準方式で求めた価額と純資産価額方式で求めた価額の双方を加味する方式なお、評価会社の規模に応じて、次のとおり、「類似業種比準方式の適用割合(Lの割合)」が定められている

類似業種比準方式の適用割合(Lの割合)	中会社「大」	中会社「中」	中会社「小」
	0.9	0.75	0.6

○小会社……純資産価額方式

評価会社の正味財産(相続税評価額)による方式

※「類似業種比準方式の適用割合」を「0.5」として、中会社に使用する併用方式によることも可。